平成２３年（フ）第２５５号
神奈川県綾瀬市深谷中５丁目９番46号
債務者　高田　智穂
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０５号
横浜市金沢区六浦４丁目12番５号　若松ハイツＡ―201
債務者　内構　功児
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０６号
横浜市金沢区六浦４丁目12番５号　若松ハイツＡ―201
債務者　内構　芳美
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０８号
神奈川県鎌倉市大船５丁目８番９号　大門荘１－１号室
債務者　奥山　玲子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４０号
横浜市旭区中希望が丘25番地８　アレクス希望ヶ丘102
債務者　川股優美子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５７号
横浜市都筑区勝田町266番地の１　勝田住宅３―205
債務者　黒木　弘美
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６１号
横浜市中区新山下１丁目４番６号　石井アパート１号室
債務者　清水みよ子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４号
愛知県岡崎市東明大寺町11番地５　椒房苑Ｂ―102、従前の住所愛知県岡崎市稲熊町字６丁目31番地　ヴィラ88　１―Ｄ
債務者　山本　知弘
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８５７号
岡山市中区平井６丁目10番14―４号、申立時の住所岡山市中区江並176番地52
債務者　井本　　勝
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６号
岡山市北区今保277番地１
債務者　田中　宏之
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５号
長野県佐久市中込2379番地
債務者　原田　明美
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第２２号
岡山市北区青江３丁目５番36号、前住所岡山県備前市西片上1679番地１
債務者　佐々木郁恵（旧姓次郎丸）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２号
岡山市北区延友425番地１　611号
債務者　丸山　紀子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２号
岡山市北区平野573―28　メゾン平野Ｂ101号室、住民票上の住所岡山県加賀郡吉備中央町下加茂211番地１
債務者　大月　幸治
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９号
栃木県小山市大字立木1411番地
債務者　大矢　　亨
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部